

ゴルフ場利用税

この税は、ゴルフ場を利用したときに課税されるものです。

納める人

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

納める額

ゴルフ場の利用者は、次の表に定める等級に応じた税率により、ゴルフ場利用税を納めることになります。等級は、ゴルフ場の規模、利用料金などを基準としてゴルフ場ごとに決められています。

等 級	税 率
1 級	1 人 1 日につき 1,200 円
2 級	1 人 1 日につき 1,150 円
3 級	1 人 1 日につき 1,080 円
4 級	1 人 1 日につき 1,010 円
5 級	1 人 1 日につき 940 円
6 級	1 人 1 日につき 870 円
7 級	1 人 1 日につき 800 円
8 級	1 人 1 日につき 730 円
9 級	1 人 1 日につき 660 円
10 級	1 人 1 日につき 590 円

申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分をとりまとめて翌月 15 日までに県に申告して納めます。

非 課 税

次に掲げる方がゴルフ場を利用する場合には、非課税となります。非課税の適用を受けようとする方は、利用するゴルフ場の最初の利用時に非課税利用申請書をゴルフ場に提出するとともに、利用するごとに本人確認のための書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）、障害者手帳または県教育委員会もしくは学校長の証明書を提示してください。

（ただし、ゴルフ場のメンバーでそのゴルフ場が非課税適用対象者であることを確認できる場合は、当該書類等の提示を省略することができます。）

- ①年齢 18 歳未満の方
- ②年齢 70 歳以上の方
- ③地方税法施行令第 7 条各号に掲げる障害者の方
- ④国民体育大会のゴルフ競技（公式練習を含む）に参加する選手
- ⑤東京オリンピックを含む国際競技大会（公式練習を含む）に参加する選手
- ⑥学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く）の学生、生徒および児童ならびにこれらの者を引率する教員（保健体育科目の実技または公認の課外活動の場合に限る。）

市町への交付金

県に納められたゴルフ場利用税のうち 70%に相当する金額が、そのゴルフ場が所在する市町に交付されます。

県内のゴルフ場数

13（うち県外にまたがるもの 2）